



昭和二十二年十一月二十六日

千八百七十號 金曜日

三、都市計劃地方委員會の委員 二名

四、都市計劃事業に精進している者 一名

第五條 農地部長、土木部長、都市計劃主管課長及び農地課長は幹事となり表決にあづかることはできない。

第六條 本委員會の委員は次の者につき知事がこれを任命する。

一、縣農地委員會の小作委員二名（小作側委員で互選する）

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十二年十一月二十六日

二、縣單位の農民組合等自主的農民組織の代表者で且つ農民調整法第十五條の二第三項第一號に該當する者